

## 政策評価調書(政策評価体系図)

所管名:農林水産省

25年度成立予算における政策評価体系図 【24年度政策評価実施計画(24年4月策定)】(注3)	
上位レベル (注1, 2)	
中位レベル (注1, 2)	
下位レベル (注1, 2)	
I. 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。	
1. 食料の安定供給の確保	
(1) 食の安全と消費者の信頼の確保	
(2) 国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化	
(3) 食品産業の持続的な発展	
(4) 総合的な食料安全保障の確立	
2. 農業の持続的な発展	
(1) 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進	
(2) 優良農地の確保と有効利用の促進	
(3) 農業生産力強化に向けた農業生産基盤の保全管理・整備	
(4) 持続可能な農業生産を支える取組の推進	
3. 農村の振興	
(1) 農業・農村における6次産業化の推進	
(2) 都市と農村の交流等及び都市とその周辺の地域における農業の振興	
(3) 農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全	
4. 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展	
(1) 森林の有する多面的機能の発揮	
(2) 林業の持続的かつ健全な発展	
(3) 林産物の供給及び利用の確保	

26年度概算要求における政策評価体系図 【25年度政策評価実施計画(25年5月策定)】(注4)		政策評価調書番号
上位レベル		
中位レベル		
下位レベル		
I. 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。		
1. 食料の安定供給の確保		
(1) 食の安全と消費者の信頼の確保		①
(2) 国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化		②
(3) 食品産業の持続的な発展		③
(4) 総合的な食料安全保障の確立		④(※)
2. 農業の持続的な発展		
(1) 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進		⑤
(2) 優良農地の確保と有効利用の促進		⑥
(3) 農業生産力強化に向けた農業生産基盤の保全管理・整備		⑦
(4) 持続可能な農業生産を支える取組の推進		⑧
3. 農村の振興		
(1) 農業・農村における6次産業化の推進		⑨
(2) 都市と農村の交流等及び都市とその周辺の地域における農業の振興		⑩
(3) 農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全		⑪
4. 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展		
(1) 森林の有する多面的機能の発揮		⑫
(2) 林業の持続的かつ健全な発展		⑬
(3) 林産物の供給及び利用の確保		⑭

### 政策評価調書(政策評価体系図)

5. 水産物の安定供給と水産業の健全な発展	
(1) 水産資源の回復	⑮
(2) 漁業経営の安定	⑯
(3) 漁村の健全な発展	⑰
6. 横断的に関係する政策	
(1) 農林水産分野の研究開発	⑱(※)
(2) 農林水産分野の地球環境対策	⑲(※)
(3) 政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進	⑳(※)
(4) 農林水産行政の適切・効率的な実施	-

- 注) 1. 政策評価において使用している政策レベルの名称を記載すること  
2. 予算書における項・事項と一致する政策レベルは必ず記載すること。  
3. 25年度政策評価体系図を記載すること。また、その根拠(政策評価基本計画、実施計画等)及びその策定年月を記載すること。  
4. 26年度において実施することが予定されている政策評価体系図を記載すること。また、その根拠(政策評価基本計画、実施計画等、予定を含む)及びその策定年月を記載すること。なお、26年度の新規の政策及び前年度政策評価体系図における政策の名称から変更があるものについては、下線を付すこと。  
5. 予算書における項・事項と一致する政策レベル以外でも評価を実施している場合は、個別票を別途作成することとし、政策評価調書番号は記載例2のとおり付番すること。  
6. 政策ごとの予算がないものについては、政策評価調書番号欄に「-」を記載する。